

令和7年度 交通・生活安全市民運動実施要綱



1 交通安全市民運動

(1) 趣 旨

令和6年中の市内の交通事故発生状況は、交通事故死者数については35人と前年より1人増加し、人身事故件数及び負傷者数についても前年より増加しており、依然として厳しい状況が続いています。

交通安全は、一人ひとりが交通ルールやマナーを守ることが重要です。市民運動の推進により、交通ルールの遵守とマナーの向上、安全意識の高揚を図ります。

(2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故 ～広めよう 交通安全スリーS運動～

(3) 年間の重点事項

- 高齢者の交通安全 ○子どもの交通安全 ○ドライバーの交通安全
- 自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用促進
- 後部座席を含む全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 ○違法駐車 の追放

(4) 推進する運動

(ア) 強調期運動

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①春の交通安全市民運動（全国一斉） | 4月6日～15日（10日間） |
| ②夏の交通安全市民運動 | 7月11日～20日（10日間） |
| ③秋の交通安全市民運動（全国一斉） | 9月21日～30日（10日間） |
| ④年末の交通安全市民運動 | 12月1日～10日（10日間） |
| ⑤自転車安全利用促進強調月間 | 5月、11月（各1か月間） |
| ⑥名古屋さわやかロード月間 | 6月（1か月間） |
| ⑦飲酒運転根絶強調月間 | 12月（1か月間） |

(イ) 強調日運動等

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| ①交通事故死ゼロの日 | 毎月10日・20日・30日 |
| ②シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 | 2月11日～20日
6月11日～20日
11月11日～20日 |
| ③高齢者交通安全週間 | 9月14日～20日 |



(5) 実施事項

高齢者の交通安全

高齢者の交通事故を防ぐため、高齢者自身が交通ルールを守り、運動機能等の変化を理解して安全な交通行動をとるよう、周囲から積極的に働きかけましょう。

○家庭において

- ・加齢に伴う運動機能等の低下により、交通事故の危険性が高まっていることなど、高齢者自らが理解するよう、話し合いましょう。
- ・横断歩道を利用する、斜め横断はしない、横断中も周りの安全を確認するなど、自らの安全を守るための交通行動について、話し合いましょう。
- ・外出時には、交通安全についてひと声かけ合い、特に早朝、夕暮れ時、夜間など、暗い時間には、明るい服装の着用や反射材用品等の自発的な着用を促しましょう
- ・被害軽減(自動)ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車「安全運転サポート車」や後付けのペダル踏み間違い防止装置の利用を検討しましょう。なお、運転に不安を感じている方に対しては、運転免許の自主返納を勧めるとともに、体調がすぐれないときには、運転を控えるように呼びかけましょう。

○地域・職場において

- ・老人クラブ活動などの高齢者が集う場で、反射材の効果や交通安全について話し合い、交通安全意識の高揚を図りましょう。
- ・交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、見守り活動等高齢者と日常的に接する機会を利用し、交通安全についてひと声かけあうことにより、交通ルール遵守の意識を高めましょう。
- ・交通事故の危険性や運動機能等の変化の自覚を促すため、参加体験型の交通安全教室の開催を推進しましょう。

子どもの交通安全

子どもが事故にあわないように、周りの大人は常に気を配るとともに、子どもの模範となるよう交通ルールやマナーを遵守した行動に心がけましょう。また、子どもが自分の身を守る方法を身につけるため、家庭・学校での交通安全教育や地域での交通安全活動を推進しましょう。

○家庭において

- ・交通社会の一員であるという自覚を持たせるよう、交通ルールやマナーについて繰り返し話し合いましょう。
- ・道路を横断する時は、手を挙げて左右の安全確認、手を挙げたまま横断、止まったドライバーに感謝を伝える、横断中も周りの安全を確認する習慣を身につけさせましょう。
- ・シートベルトやチャイルドシート、自転車ヘルメットの正しい着用を徹底しましょう。

○地域・学校において

- ・危険な行動をする子どもを見かけたら声をかけましょう。
- ・参加体験型の交通安全教室の開催を推進しましょう。
- ・通学路や通園路、幼児が日常的に集団で移動する経路などの点検を行い、登下校時等の安全確保に努めましょう。

ドライバーの交通安全

ドライバーは、交通ルールやマナーを遵守しましょう。特に、子どもや高齢者の特性を理解し、子どもや高齢者を見かけたらスピードを落とす、道をゆずるなどの「思いやり・ゆずり合い運転」を心がけ、横断歩道で歩行者を見かけたら必ず止まるといった「歩行者優先」を実践しましょう。また、早めにライトを点灯する「ライト・オン運動」の実践や対向車や先行車等がない場合のハイビームの活用などにより、歩行者などを見落とさないようにしましょう。

○家庭において

- ・運転には重大な責任が伴うことを認識し、交通ルールの遵守と安全確認の重要性について確認しましょう。
- ・交通ルール、マナー、危険箇所等について話し合いましょう。

○地域・学校・職場において

- ・交通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さについて理解を深め、交通事故を起こさない気運の醸成に努めましょう。
- ・二輪車・原付は他の車両から見えにくいことがあるため、慎重な運転を心がけるよう呼びかけましょう。

自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用促進

自転車・特定小型原動機付自転車は手軽で便利な乗り物ですが、車両であり、事故の加害者になる可能性もあります。自転車・特定小型原動機付自転車は車両であるとの認識を持ち、交通ルールやマナーを遵守するよう、広報啓発活動や交通安全教育を行うとともに、ヘルメットを着用するよう強く呼びかけましょう。

○家庭において

- ・自転車・特定小型原動機付自転車は車両であることを認識させ、信号を守ることや一時停止するなどの交通ルールやマナー遵守の重要性について認識するよう話し合いましょう。
- ・ヘルメットの正しい着用を徹底しましょう。
- ・自転車・特定小型原動機付自転車利用者が事故の加害者になる可能性があることを認識し、万が一の場合にも被害者を保護できるように事故に備えた保険に加入しましょう。
- ・16歳未満の者には、特定小型原動機付自転車に乗車させないようにしましょう。

○地域・学校・職場において

- ・参加体験型の自転車教室を開催するなど、交通ルールの周知に努めましょう。
- ・交通安全キャンペーンなどを通じて、自転車運転中のスマートフォンなどの使用や傘差し運転の禁止など、交通ルールやマナーを周知し、交通安全意識を高めましょう。
- ・自転車には反射器材をつけるとともに、夕暮れ時や夜間、早朝に利用するときは必ずライトを点灯するよう呼びかけましょう。
- ・交通安全教室等において、自転車・特定小型原動機付自転車の特性、事故実態等についての理解を深め、交通安全意識を高めましょう。
- ・改正道路交通法の施行に伴う、自転車利用時の「携帯電話使用等」及び「酒気帯び運転禁止」の罰則の強化の周知に努めましょう。

後部座席を含む全ての座席の

シートベルト・チャイルドシートの正しい着用徹底

後部座席シートベルト非着用者の致死率は、高速道路で着用者の約 25.9 倍、一般道路で着用者の約 3.3 倍。チャイルドシート非着用者の致死率は、着用者の約 4.2 倍。シートベルト・チャイルドシートの着用が交通事故の被害軽減に寄与しています。後部座席を含む全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を徹底しましょう。

○家庭・地域・職場において

- ・シートベルト・チャイルドシート着用時の安全性、非着用時の危険性を周知し、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底するよう呼びかけましょう。
- ・チャイルドシートは、体格にあった物を選び、取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。

飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

「飲酒運転」、「ながらスマホ」や「妨害運転」といった悪質・危険な運転が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を認識し、その根絶を図りましょう。

○家庭・地域・職場において

- ・「飲酒運転四（し）ない運動(※)」を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力に推進し、飲酒運転の根絶を図りましょう。また、ハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- (※) 四（し）ない・・・運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない
- ・飲食店などでは、飲酒運転をしないよう、また、させないよう呼びかけましょう。
- ・事業所においては、業務で車両を運転する運転者の運転前後における、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を徹底しましょう。
- ・運転しながらのスマートフォンなどの使用を絶対にしないことを徹底しましょう。
- ・車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心がけ、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にしないことを徹底しましょう。

違法駐車 の 追放

違法駐車・青空駐車は交通渋滞や交通事故の原因となります。また、緊急車両の通行を妨げるおそれがあります。違法駐車・青空駐車をなくすため、取締りと連携した啓発活動を進めましょう。

○家庭・地域・職場において

- ・わずかな時間でも駐車場を利用するよう徹底しましょう。
- ・道路を駐車場代わりに利用しないよう地域で話し合いましょう。
- ・各警察署や関係機関と連携した違法駐車パトロール等の追放活動を推進し、違法駐車・青空駐車追放の気運を盛り上げましょう。

(1) 趣 旨

市内における令和6年中の刑法犯認知件数は21,245件と前年より1,388件増加し、3年続けての増加になりました。

また、刑法犯認知件数は政令指定都市ワースト2位、自動車盗及び住宅対象侵入盗の認知件数は政令指定都市ワースト1位の状態にあり、犯罪が他都市と比べ多発しています。オレオレ詐欺を始めとした特殊詐欺についても手口が巧妙化しており、安心・安全で快適なまちづくりに向けて取り組んでいく必要があります。

そこで、より一層の防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図るとともに、「市、市民、事業者が連携・協力して、市民運動を展開していきます。

(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 年間の重点事項

- 市民の身近で多発する犯罪被害の防止
- 特殊詐欺被害等を防ぐ活動の推進
- 子ども・女性の安全を守る活動の推進
- 暴力団排除活動の推進

(4) 推進する運動

(ア) 強調期運動

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①春の生活安全市民運動 | 4月15日～24日(10日間) |
| ②夏の生活安全市民運動 | 8月1日～10日(10日間) |
| ③秋の生活安全市民運動(全国一斉) | 10月11日～20日(10日間) |
| ④年末の生活安全市民運動 | 12月11日～20日(10日間) |

(イ) 強調日運動

自転車盗難防止「ツーロックの日」 5月・11月の各26日



(5) 実施事項

市民の身近で多発する犯罪被害の防止

住宅対象侵入盗や自動車盗など、市民の身近で多発する犯罪は、ちょっとした心がけや簡単な防犯対策で、ある程度防ぐことができます。地域活動を活発に行い、自身や家庭・地域全体の防犯意識を高め、犯罪被害を防ぎましょう。

○家庭・地域において

- ・「自分や家族も犯罪の被害にあうかもしれない」という危機意識を持ち、普段から家庭内で防犯について話し合ひましょう。
- ・普段から互いに声をかけあい地域の連携を深めるとともに、防犯パトロールなどに参加し、犯罪の防止に努めましょう。
- ・防犯市民講座を受講するなど、防犯に関する知識を高めましょう。

★犯罪別取組事項

<住宅対象侵入盗の被害防止>

- ・短時間の外出や家にいる時でもカギかけを徹底しましょう。
- ・窓に補助錠や警報機などをつけ、自宅の防犯性能を向上させるとともに、住宅の周囲や玄関、窓などの見通しを良くし、侵入されにくい環境をつくりましょう。
- ・SNS に投稿した内容が原因で、空き巣の被害にあう可能性があります。リアルタイムの投稿は控えて、留守を悟られないようにしましょう。
- ・普段からあいさつをする、長期間留守にするときは近所に声をかけるなど地域の連携を深め、空き巣等に対する地域の目を強化しましょう。

<自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止>

- ・車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ・明るく管理された見通しのよい駐車場を利用しましょう。
- ・ハンドルロック、タイヤロック、イモビライザの追加等、複数の防犯対策を組み合わせ活用しましょう。
- ・スマートキーから常時発信している微弱な電波を悪用した「リレーアタック」を防止するため、電波を遮断する金属缶などにカギを保管しましょう。
- ・自動車のナンバープレートが悪用されないよう、盗難防止ネジを活用しましょう。
- ・車内に荷物を置かないようにしましょう。
- ・車のコンピューターネットワークに侵入して車両を操作する「CAN インバーダー」という手口が発生しています。ハンドルロック器具やタイヤロック器具を組み合わせ、車両を物理的に動かせないことをアピールしましょう。
- ・特殊な機器で車両システムに侵入し、純正セキュリティを無効化する手口が横行しています。GPS の秘匿搭載など、純正に頼らない対策も追加しましょう。

<自転車盗の被害防止>

- ・駐車をするときは、管理の行き届いた明るい自転車駐車場を利用し、少しの時間でも必ずカギをかけましょう。
- ・共同住宅での自転車盗が多発しています。自宅マンションの駐輪場などに停める際も必ずカギをかけましょう。
- ・ワイヤー錠などを活用し、ツーロックしましょう。併せて自転車乗車用ヘルメットを固定し、盗難を防ぎましょう。
- ・自転車盗難防止「ツーロックの日」(5月・11月の各26日)の活動に参加し、ツーロックを呼びかけましょう。

<「闇バイト」の加担防止>

- ・SNS やインターネットなどで、短時間で高収入を得られるなどと言い犯罪の実行役(いわゆる闇バイト)を募集する行為が横行しています。安易な気持ちで応募すると抜け出せなくなります。怪しいと思ったら家族など周りの人に相談しましょう。

特殊詐欺被害等を防ぐ活動の推進

特殊詐欺被害者の多くが 65 歳以上の方です。高齢者をねらった卑劣な犯罪を防ぐため、防犯パトロールや啓発活動を行いましょう。また、SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が 40 代から 60 代の間で多く発生しています。面識のない人からお金の話が出たらまずは詐欺を疑い、絶対に振り込まないよう呼びかけましょう。

○地域・家庭・事業者において

- ・家族で集まる機会などを利用し、どのような手口があるか話し合うなど、家族全体で被害にあわないように注意しましょう。
- ・在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょう。また、家族や親類、親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ・携帯電話などを使用しながら、ATMを操作している高齢者を見かけたら、詐欺の被害を疑い、声をかけましょう。
- ・電話着信時に警告メッセージを流し会話を自動録音する、被害防止機能付電話機や自動通話録音機などを活用して被害を防止しましょう。
- ・区役所職員や警察官などになりすまし、キャッシュカードの不正利用や還付金手続きなどの名目で金銭やキャッシュカードをだまし取る詐欺が横行しています。電話でお金やキャッシュカードの話が出たら会話を切り、家族や警察に相談しましょう。
- ・息子や孫を名乗る者からお金を要求する電話がかかってきたら、必ず家族や警察に相談し、すぐ振り込まない（手渡さない）ようにしましょう。
- ・有料サイトの未納料金や、パソコンのウイルス感染を装った修理費用など、架空の事実を口実に金銭をだまし取る手口が発生しています。はがきやメール、警告画面等に記載された連絡先には電話しないようにしましょう。

<SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害防止>

- ・SNS 等で著名人等を騙り、「投資金」や「手数料」という名目で金銭をだまし取る詐欺が横行しています。「絶対儲かる」などという甘い言葉にだまされないようにしましょう。
- ・SNS 等でのやり取りにより恋愛感情を抱かせ、結婚に伴う資金調達等の名目で金銭をだまし取る詐欺が横行しています。直接会ったことのない相手にお金を渡さない、振り込まないようにしましょう。

子ども・女性の安全を守る活動の推進

子どもや女性を犯罪から守るため、地域ぐるみで取り組みましょう。また、子ども自身で自分の身を守ることができるように家庭や学校で指導しましょう。

○家庭・学校・地域において

- ・夜間の暗がりが多く発生する犯罪を未然に防ぐため、各家庭の玄関や門灯などを点灯することで、まちを明るくしましょう。
- ・声かけや不審者遭遇事案から時間的・空間的に近いところで、性犯罪のリスクが相対的に高くなります。不審者情報への対応など防犯対策を徹底しましょう。

<子どもの安全>

- ・子どもを犯罪から守る5つのおやくそく「つ・み・き・お・に」を繰り返し教え、習慣づけるようにしましょう。

ついていかない みんなといつもいっしょ きちんと知らせる おおごえで助けを呼ぶ にげる

- ・防犯ブザーやホイッスルなどの防犯用品を玄関などの目につきやすい場所に置き、外出時には携帯させるようにしましょう。
- ・いざというときにかけ込める「こども 110 番の家」の場所を子どもと一緒に確認し、「こども 110 番の家」の方とコミュニケーションをとるようにしましょう。
- ・登下校時の子どもの見守り活動や、玄関前の掃除や花の水やりなど日常の活動を登下校時間に合わせる「ながら見守り」を行いましょう。
- ・下校後に遊びに出ている時や塾への行き帰りの時間など下校後の時間帯にも被害が発生しています。子どもがひとりである時だけでなく、子どものみ2人以上でいる時にも被害が発生しています。買い物や犬の散歩などの移動を伴う日常生活において行う「ながらパトロール」などにより、地域の「大人の目」を増やしましょう。
- ・学校における防犯対策マニュアルに基づいて、訓練をしましょう。
- ・SNS 利用による、子どもの犯罪被害を防止するため、SNS の適切な利用について親子で話し合い、「接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する」、「個人が特定される情報を書き込まない」、「知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない」などのルールを決めましょう。

<女性の安全>

- ・共同住宅の中高層階でも室内に侵入され被害が発生しています。ベランダ窓や玄関のカギは確実にかけましょう。また、オートロックマンションでも隙を見て侵入してくる場合があるので注意しましょう。
- ・注意力が散漫になるスマートフォンを使用しながらの「ながら歩き」はやめて、時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。
- ・人通りが多く、明るい道を選びましょう。また、防犯ブザーや警笛等の防犯グッズを携帯してすぐ使える状態にしておきましょう。

暴力団排除活動の推進

暴力団が市民の生活、市内の事業活動及び青少年の健全な育成に不当な影響を与える存在であることを認識し、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進しましょう。

○地域・事業者において

- ・市民の安全で平穏な生活を守るため、警察等関係機関との連携を一層強化し、地域住民が一体となって暴力団の排除のための活動を推進しましょう。
- ・暴力団を恐れることなく毅然と対応し、トラブル解決などに暴力団を利用しないようにするとともに、暴力団から不当な要求を受けた場合は、警察や弁護士等に相談しましょう。
- ・事業活動において、暴力団を恐れない、暴力団を利用しない、暴力団に協力しない、暴力団と交際しないよう努め、暴力団の利益にならないようにしましょう。

○学校・家庭において

- ・テレビ、映画等で暴力団を美化する風潮もある中で、その影響を受けやすい青少年に対して、暴力団の真の実態等を正しく理解させるよう努めましょう。

3 広報啓発活動の強化（交通・生活安全共通）

広報啓発活動の強化

イベント・会議などあらゆる機会をとらえ、様々な広報媒体を通じて広報啓発を実施し、交通安全・生活安全に取り組みましょう。

- ・各種の街頭啓発活動を工夫して取り組むほか、各強調期運動の「交通安全・生活安全ニュース」やポスターを学校や地域、事業所等に掲出するなど広報啓発を行いましょう。
- ・百貨店やスーパー、商店街、公共施設などにも協力を求め、市民運動の広報と市民の交通安全及び生活安全の意識の高揚に努めましょう。

4 推進要領（交通・生活安全共通）

- （1） 交通・生活安全市民会議の各加盟団体は、市民の交通安全及び生活安全の意識の高揚を図るため、関係機関と相互に連絡調整及び情報交換を行い、実施事項を参考に効果的な運動を推進しましょう。
- （2） 区安心・安全で快適なまちづくり協議会や学区連絡協議会は、地域ぐるみの交通安全運動及び生活安全運動を活発に展開しましょう。
- （3） 強調期運動及び強調日運動等に際しては、各期に作成する運動実施要綱に従い、地域や各団体の実情に応じた効果的な活動を展開しましょう。

交通事故死ゼロの日実施要領

◆ 趣 旨

「交通事故死ゼロの日」は、県内一斉の活動として、本市においても地域の実情に応じた市民参加によるキャンペーンを展開し、交通死亡事故の防止を図るものです。

◆ 実 施 日

毎月 10 日、20 日、30 日

◆ 実施内容

1 街頭活動の強化

- ・歩行者・自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
- ・通学（園）路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動を行う。
- ・違法駐車、道路不法占有物件等の排除活動を行う。

2 交通安全教育の推進

- ・子どもや高齢者のほか、自転車利用者に対する交通安全教室や交通安全講話、講演会等を開催する。

3 広報紙、ウェブサイトや広報車等による広報活動の強化

全ての座席のシートベルト・ チャイルドシート着用徹底運動実施要領

◆ 趣 旨

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されていることから、シートベルト・チャイルドシートの着用率 100%をめざすものです。

◆ 実施方法

○シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

2、6、11 月に強化旬間（11 日～20 日）を設け、集中的に啓発活動を実施する。

○県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所

上記シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間の期間中に行われる「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」に参加し、着用率実態調査、啓発活動などを行う。

「高齢者交通安全週間」実施要領

◆ 趣 旨

家庭や地域から交通安全のひと声をかけて、高齢者自らや高齢者の周囲も交通安全意識を高めるとともに、運転者に思いやりの意識の浸透を図るなどして、交通事故防止を図るものです。

◆ 実 施 日

9 月 14 日～20 日

◆ 実施事項

1 街頭活動の強化

- ・街頭における啓発活動を行う。

2 交通安全教育の推進

- ・高齢者の交通安全教室や家庭訪問による個別指導を通じて、明るい服装の着用と反射材用品等の活用及び普及等を図る。
- ・交通安全講話、講演会等を開催する。

3 広報紙、ウェブサイト等による広報活動の強化

自転車盗難防止「ツーロックの日」実施要領

◆ 趣 旨

自転車安全利用促進強調月間（5 月、11 月）の各 26 日を「ツーロックの日」と定め、自転車盗難防止の啓発活動を実施するもの。

◆ 実 施 日

5 月、11 月の各 26 日

◆ 実施内容

駅利用者などに自転車用ワイヤー錠を配布し、ツーロックの呼びかけを行い、防犯意識を喚起する。

名古屋市交通・生活安全市民会議

「名古屋市交通・生活安全市民会議」は、交通安全及び生活安全の市民運動推進のために設立されたものです。

これからも、名古屋市・愛知県警察などと共に、交通事故の減少・犯罪防止のために積極的に活動していきます。

加盟団体（順不同）

名古屋市区政協力委員議長協議会	愛知県指定自動車教習所協会
名古屋市商店街振興組合連合会	名古屋商工会議所
名古屋市子ども会連合会	日本労働組合総連合会愛知県連合会名古屋地域協議会
名古屋市地域女性団体連絡協議会	名古屋市医師会
名古屋市民生委員児童委員連盟	愛知県弁護士会
名古屋市立小中学校PTA協議会	名古屋人権擁護委員協議会
名古屋市立小中学校長会	愛知県石油業協同組合
名古屋市私立幼稚園協会	愛知県警備業協会
愛知県交通安全協会	愛知県セルフガード協会
愛知県自動車会議所	愛知県暴力追放運動推進センター
名古屋青年会議所	千種区安心・安全で快適なまちづくり協議会
名古屋市防犯協会連合会	東区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会
名古屋民間保育園連盟	北区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会
名古屋市老人クラブ連合会	西区安心・安全で快適なまちづくり協議会
名古屋市青年団体協議会	中村区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会
名古屋サークル連絡協議会	中区安心・安全・快適なまちづくり推進協議会
日本ボーイスカウト愛知連盟名古屋地区協議会連合会	昭和区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会
ガールスカウト愛知県連盟名古屋協議会	瑞穂区安心・安全で快適なまちづくり協議会
名古屋市立高等学校PTA協議会	熱田区安心・安全で快適なまちづくり推進協議会
愛知県公立高等学校長会	中川区安心・安全で快適なまちづくり協議会
名古屋市立高等学校長会	港区安心・安全で快適なまちづくり協議会
名古屋市立幼稚園長会	南区安心・安全で快適なまちづくり協議会
愛知県私学協会名古屋支部	守山区安心・安全で快適なまちづくり協議会
名古屋市保育園長会	緑区安心・安全で快適なまちづくり協議会
名古屋保育士会	名東区安心・安全で快適なまちづくり協議会
愛知県安全運転管理協議会	天白区安心・安全で快適なまちづくり協議会

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（〒460-8508）

電話 （052）972-3124 FAX （052）972-4823